

簡易公募型競争入札方式に準じた手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成28年8月5日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 成瀬 英治

1 業務概要

- (1) 業務名 植防豊見城圃場温室外1件 (28) 工事監理業務（電子入札対象案件）
(2) 業務内容 本業務は、植防豊見城圃場温室（H28）新営その他工事、那覇港湾合同
(28) 建築改修工事に係る工事監理業務を行うものである。

本業務の対象工事概要

【A工事】植防豊見城圃場温室（H28）新営その他工事

1) 建物用途

温室

2) 構造・階数・建物規模・工事概要

B温室 鉄骨造 平屋建	97m ²	新築1棟
屋外排水設備		改設一式
外構		改設一式
電気設備		新設一式
機械設備		新設一式
既設B温室 鉄骨造 平屋建		とりこわし一式

3) 工期

契約締結の翌日から平成29年3月15日まで

【B工事】那覇港湾合同（28）建築改修工事

1) 建物用途

庁舎（既存）

2) 構造・階数・建物規模・工事概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階建 延べ面積 11,556m²
外壁改修

3) 工期

契約締結の翌日から平成29年1月31日まで

- (3) 履行期限 契約締結の翌日から平成29年3月15日まで
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 沖縄総合事務局管内に本社又は支社・営業所を有すること。
- (4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所登録を行っている者。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 本業務の一部を再委託する場合の協力事務所が、沖縄総合事務局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、沖縄総合事務局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 指名通知の時点において、本業務対象工事に係る設計業務の受託者又は本業務対象工事の受注者と資本関係又は人事面において関連がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

2-2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下、「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2－3 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加資格選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、配置予定管理技術者の同種業務の実績ならびに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

（那覇第2地方合同庁舎2号館）

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係

電話 098-866-0031(代表)(内線)2526、2527

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成28年8月5日（金）から平成28年9月6日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。

② 場所及び方法：入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記（1）にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 提出期間：平成28年8月5日（金）から平成28年8月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。

② 場所及び方法：電子入札システムにより提出を行うこと。

なお、参加表明書及び技術資料等が、3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ① 日時：入札の締切りは、平成28年9月6日（火）12時00分。開札は、平成28年9月7日（水）15時00分。
- ② 場所：紙による持参の場合は、上記(1)へ持参すること。開札は、沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されたために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 上記において、最低の価格の者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(9) その他、詳細は入札説明書による。